

# 会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回戸田市文化財保護審議会
開催日時	令和5年9月5日(火) 午後2時00分～午後3時20分
開催場所	戸田市立郷土博物館講座室
委員長氏名	渡邊昭彦
出席者氏名	渡邊昭彦、佐藤勝巳、堀江清隆、若松良一、駒崎有紀
欠席者氏名	なし
事務局	川和田部長、高屋生涯学習課長、本橋主幹、今井主事
議 事	(1) 令和5年度文化財保護事業について【承認】 (2) その他【承認】
会議結果	生涯学習課文化財担当から議題の内容について報告をし、報告事項に対して文化財保護審議会委員から意見を聴取した。
会議の経過	別紙のとおり
会議資料	資料1：戸田市指定文化財一覧 資料2：指定文化財(天然記念物) うばゆり生育状況 資料3：新曾氷川神社夫婦柿の柵整備 資料4：前谷遺跡第13・14・15次発掘調査概要 資料5：南原遺跡第14次発掘調査概要 資料6：戸田市埋蔵文化財発掘調査報告書刊行状況一覧 資料7：令和5年度試掘調査・範囲確認調査一覧
議事録確定	令和5年9月21日 委員長等氏名 渡邊昭彦

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	開会/午後2時 (於 戸田市立郷土博物館3階 講座室) 開会 事前配布資料(資料1～資料7)の確認。 戸田市文化財保護条例施行規則第3条第2項の規定における成立要件となる委員の過半数の出席を満たしていることを報告。
教育部長	2 委嘱状交付

教育部長	(1) 教育長あいさつ（代読）
各委員・事務局	(2) 委員・事務局職員の自己紹介
事務局	(3) 委員長・職務代理の選出 戸田市文化財保護条例施行規則第2条第2項に基づき、委員の互選により、委員長に渡邊委員、職務代理に佐藤委員を選出。
事務局	次第3のあいさつに移る
委員長	委員長あいさつ
事務局	それでは次第の4議事に入らせて頂く。戸田市文化財保護条例施行規則第3条により、審議会の議長を委員長に願います。
委員長	それでは議事に入る。議事（1）令和5年度文化財保護事業について、事務局より説明願う。はじめに「1 文化財の保存・活用」から説明願う。
事務局	（担当より議事（1）の「1 文化財の保存・活用」について説明）
委員長	何か質問がありましたら、お受けいたします。
委員	文化財説明板・標柱の対応について確認したい。市内の指定文化財の所在地には文化財標柱・説明板を設置していると思うが、文化財のあった家屋を取り壊し、開発する事例も増えてきている。また、すでに市に寄贈された文化財についても、標柱が元の所在地に残されているものもあり、標柱の内容と現実の状況があわなくなっているのではないか。
事務局	文化財の標柱の設置・撤去については、管理実態だけでなく所有者と協議して決めている。
委員	博物館に寄贈された文化財は文化財管理補助金の対象となるのか。
事務局	補助金は、管理実態がある指定文化財管理者に交付しているため、寄贈や寄託された場合は補助の対象外となる。
委員	文化財標柱の設置については何か決まりなどはあるのか。

事務局	特に決まりはないが、文化財を周知するとともに、火事などが起こった時に近隣の住民や消防・警察に文化財の存在を知らせる意味もあり、文化財所有者に依頼して設置している。
委員長	他に何かありますでしょうか。
委員	戸田市の公式動画サイトで令和5年度に公開した無形民俗文化財「下戸田ささら獅子舞」の動画を投稿しているが、郷土博物館でも以前下戸田ささら獅子舞の報告書を作成するために動画を撮影し保存している。その時のテープの所在を確認しているか。
事務局	郷土博物館の収蔵庫にあることは確認している。
委員	今回戸田市の公式動画サイトに投稿した動画については保存する予定はあるのか。
事務局	動画データについては、元データとともにDVDで保管する予定である。
委員	郷土博物館で以前撮影した動画を再生できるか確認したほうがいいのではないか。今の獅子舞と昔の獅子舞では、間の取り方や所作など大きく変化していると思われるので、変化しているところを確認できるようにしたい。
委員	現在ささら獅子舞をやっている人達は、博物館で撮影した時の孫弟子にあたる人たちであり、ささら獅子舞の先生に教わった人はいるが、前の人達とは代わっている。
委員	テープは劣化してしまうので、早急に原盤を確認し、ビデオが確認できなければ復元の検討をしてほしい。
委員	話にでたとおり郷土博物館で撮影したビデオの確認と、今回戸田市の公式動画サイトにアップロードした動画のデジタル保存をお願いしたい。
事務局	今回撮影した動画についてはデジタル保存し、ビデオの状況は確認したい。
委員長	他に何かありますでしょうか。
委員	文化財のキャラクターをミュージアムキャラクターアワードへ登録することや、

	<p>全国遺跡報告書総覧という普及力があるサイトに博物館で作成した解説冊子を登録することは、戸田市をアピールする上で重要なことなので、担当者が変わったとしても継続してほしい。</p>
委員	<p>全国遺跡報告書総覧には、戸田市の刊行した発掘調査報告書を全て掲載したのか。</p>
事務局	<p>掲載したのは、昨年度行った文化財企画展の解説冊子で、埋蔵文化財発掘調査報告書は掲載していない。</p>
委員	<p>デジタルであったほうが便利なところもあるので、文化財を周知していくために、埋蔵文化財発掘調査報告書のデジタル化も検討してほしい。</p>
事務局	<p>今後は報告書の印刷だけでなく、デジタルデータも活用できるよう検討したい。</p>
委員長	<p>他に質疑がなければ次に「2 埋蔵文化財保護・発掘調査・活用」について説明願います。</p>
事務局	<p>(担当より議事(1)の「2 埋蔵文化財保護・発掘調査・活用」について説明)</p>
委員長	<p>何か質問がありましたら、お受けいたします。</p>
委員長	<p>質疑がなければ、「3 民俗芸能の振興、4 戸田市文化保護審議会・戸田市文化財保護審議会委員活動」について説明願います。</p>
事務局	<p>(担当より議事(1)の「3 民俗芸能の振興、4 戸田市文化保護審議会・戸田市文化財保護審議会委員活動」について説明)</p>
委員長	<p>何か質問がありましたら、お受けいたします。</p>
委員長	<p>質疑がなければ、議事(1)全てを承認することとしてよろしいか。</p>
委員	<p>(承認)</p>
委員長	<p>次に、議事(2)その他について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>無形民俗文化財が今年の6月議会一般質問で取り上げられ市民の関心が高くなっている。委員から無形民俗文化財が4年振りに公開できたことについて、何かあ</p>

<p>委員</p>	<p>れば報告をいただきたい。</p> <p>沖内囃子は、今年7月に4年振りの公開となった。昨年までの3年間は稽古ができず、今年はお祭りができそうだったので4月から練習を再開したが、活動停止の期間で参加できない会員もいた。本来の沖内囃子は五人囃子と踊り手となるが、活動を再開できたのが5人だけであったので、交代で演奏するのが難しい状況であった。そのため、5月から6月に沖内町会の子ども会に連絡し、沖内会館で子どもたちに太鼓だけは指導し、山車に乗せて演奏してもらった。</p> <p>沖内囃子でも後継者不足の問題があり、どうしたら認知されるのか、やりたいという人をどのように参加させるのかというのが課題となっている。周知や宣伝として沖内囃子をSNSで取り上げると、やってみたいという人はいるが、練習日は平日の夜なので、東京へ勤めている人が参加することが難しい。練習日の変更も話し合っているが、変更するのも難しいので今までどおりとなっている。</p> <p>また、市の無形民俗文化財に指定されているのはありがたいが、市がなにか対処してくれるわけではないという意見もでている。下戸田ささら獅子舞も同じ状況だと思うので、市と一緒に周知などをしてもらえると、違う形になるのではないかと考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>沖内囃子保存会の会員は沖内町会に限定しているのか。</p>
<p>委員</p>	<p>特にない。沖内囃子は元々男性しか参加できなかったが、会員が少なくなっているため、女性の参加も認めるようになっている。</p>
<p>委員</p>	<p>子どもたちはその時や祭りのときは楽しいので参加するが、中学生になると参加が難しくなる。子どもたちが将来沖内囃子に戻ってこられるように、指導を継続していきたいが、その前に沖内囃子がなくならないよう、市外の人にも参加してもらえようようにしたい。ただ保存会の会員も高齢化が進み、今年は暑さの問題もあるため、今後の活動が難しい。</p>
<p>委員</p>	<p>市としてできることは多くはないので、無形民俗文化財の周知や宣伝を継続していく必要がある。</p>
<p>委員長</p>	<p>他に質疑がなければ、議事（2）を承認することとしてよろしいか。</p> <p>（承認）</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは議事を終了する。進行を事務局に返す。</p>

事務局	以上で令和5年度第1回戸田市文化財保護審議会を終了する。  閉会 (午後3時20分 閉会)
-----	--